

## <地域商業自立促進事業>

### Q & A

#### I 補助対象者、補助事業実施場所について

##### 1 単独の商店街組織は対象となりますか

単独の商店街組織は対象となります。

本補助金の対象は①商店街組織と民間事業者との連携体、②商店街組織です。

##### 2 対象となる民間事業者とはどのような組織ですか

定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、まちづくり会社、NPO法人等のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者です。

なお、まちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者かどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

##### 3 単独の民間事業者は対象となりますか

単独の民間事業者は対象となりません。

本補助金の対象は①商店街組織と民間事業者との連携体、②商店街組織です。で、民間事業者については、商店街組織との連携体であれば対象となります。

##### 4 商店街組織、民間事業者は設立して間もない場合も対象となりますか

設立して間もない場合は対象となりません。

商店街組織、民間事業者ともに申請時において、原則、設立（結成）後1年以上を経過していることが必要です。

##### 5 共同店舗やテナントビルは対象となりますか

申請者が定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、入居店舗の多くが中小企業者であり、地域住民とともにコミ

コミュニティを形成し、地域の暮らしを支える生活基盤を担っていることが明らかとなっている場合は、対象となります。

#### 6 問屋街や市場は対象となりますか

申請者が規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、開場時間が極めて限定的でなく、個人客向けにも販売している卸売業者や小売業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合には、対象となります。

#### 7 スタンプ会やまちづくり協議会等は対象となりますか

構成者の多くが中小企業者であり、商業振興や地域振興を目的とした取組をおこなっている等、商店街組織としての役割を担っている場合は、商店街組織として対象となります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街組織と連携することで対象となります。

#### 8 商工会、商工会議所は対象となりますか

一定の商業集積がある地域において他に商店街組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街組織としての役割を担っている場合は、商店街組織として対象となります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街組織と連携することで対象となります。

#### 9 中小企業者の定義とはどのようなものですか

中小企業者の定義は下記の通りとなります。

(業種：従業員規模・資本金規模)

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※詳しくは、中企庁HPでも確認いただくことができます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

#### 10 経営赤字の商店街組織や民間事業者でも対象となりますか

申請は可能ですが、事業遂行能力の観点から審査によって適否を総合的に判断いたします。

なお、倒産手続きに入っている場合は対象となりません。

#### 11 事業に係る費用を民間事業者のみで負担する予定ですが、この場合も商店街組織との連携体を構成すれば対象となりますか

経費を負担しない者と連携体を構成する場合も、事業の役割等において連携体としての実態が認められるのであれば、対象となります。

#### 12 事業実施場所が商店街区以外でも対象となりますか

支援事業（または調査分析事業において調査に基づき実施することを予定している事業）の事業実施場所は、原則として商店街区とします。

ただし、商店街等における事業実施効果（歩行者通行量の増加、売上高の増加、地域ニーズの充足等）が見込まれる事業（宅配事業や送迎事業等）を実施する場合には、商店街区以外も対象となります。

## II 補助対象事業について

#### 1 「地域資源活用」、「外国人対応」といった複数分野の事業を同時に申請できますか

支援対象となる5つの分野（①地域資源活用、②外国人対応、③少子・高齢化対応、④創業支援、⑤地域交流）に係る公共性の高い取組であれば、複数分野の事業を一体的に実施する場合や、それぞれの分野の事業を複数組み合わせる場合、同時に申請することができます。

#### 2 支援事業を申請するに当たっては、事前の調査が必要ですか

支援事業に申請するに当たっては、必ずしも本事業を活用して事前の調査をする必要はありません。

ただし、支援事業に申請するに当たっては、一定の根拠や周辺データを基に、その課題への対応のために実施するものであることから、調査分析事業の結果（同等程度の調査事業を独自に実施している場合には、その調査結果）を積極的に活用いただければと思います。

3 26年度以前に行った調査事業の結果は有効ですか

支援事業の実施に必要なニーズ調査、マーケティング調査等から、事業を実施する上での根拠を示すことができるのであれば有効です。

4 調査分析事業は委託しても良いですか

調査分析事業を委託することは可能ですが、委託業者に全てを任せてしまうのではなく、補助事業者としての役割を果たすことが求められます。

また、商店街組織と民間事業者との連携体での申請において、連携先である民間事業者へ委託することはできません。

5 調査分析事業と支援事業を同時に申請できますか

支援事業の実施に当たり、当該調査分析事業によって一定の根拠や周辺データを収集することを前提に行われる場合には、調査分析事業と支援事業を同時に申請することはできません。

6 イベント事業も補助対象になりますか

支援対象となる5つの分野（①地域資源活用、②外国人対応、③少子・高齢化対応、④創業支援、⑤地域交流）に係る取組であれば、補助対象となり得ますが、公共性の高い事業を採択する観点から、イベント事業のみでは審査委員会において評価が低くなる可能性があります。

7 「地域資源活用」の分野における地域資源とはどのようなものですか

主に次のものとします。

- ①地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物、鉱工業品、文化財等
- ②地域の観光資源として相当程度認識されているもの
- ③商店街のオリジナル商品及び商店街ブランド商品等

8 「外国人対応」には、国内観光客の増加を図る取組も含まれますか

外国人対応の事業を支援対象としているため、国内観光客の増加を主な目的とした取組を対象とすることはできませんが、外国人対応の事業の結果として、国内観光客が増加することとなっても構いません。

9 空き店舗に誘致する店舗は大企業でも対象になりますか

誘致する店舗について、中小企業者であること等の制限はありませんが、調査結果や商店街等の持続的な発展に資する地域経済の自立的循環を促進する事業か等を踏まえて審査委員会で総合的に判断されることとなります。

### Ⅲ 補助対象経費、補助金額について

1 応募時の要望金額がそのまま助成されるのですか

採択にあたっては、経費の妥当性も審査の対象となりますので、必要な経費を精査した上で申請してください。

また、採択された場合においても、予算の都合等により要望金額が減額される場合があるほか、経費の内容を精査した結果、交付決定、確定時に要望金額が減額される場合があります。

2 ランニングコストは対象となりますか

初期投資経費のほか、店舗等賃借料や光熱水費等の施設の維持管理、事業運営に要するランニングコストも対象となりますが、補助事業終了後も地域で自立的に継続して実施されるべき事業ですので、補助金に頼った安易な資金計画とならないようにしていただくことが望ましいと考えます。

なお、対象となるのは採択された年度のみとなります。

3 空き店舗への店舗誘致はどのような経費が対象となるのですか

店舗改修のための内装・設備・施工工事費、テナント誘致のための広報費、事業運営のための賃借料等が対象となります。

4 空き店舗を活用する場合、購入と賃借どちらも対象となりますか

取得、賃借のいずれも対象となります。

ただし、取得の場合は施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、賃借の場合は敷金や保証金等は対象となりません。

5 商店街組織と民間事業者の連携体での申請の場合、両者間での受・発注は対象となりますか

商店街組織と民間事業者の両者は各々事業の企画・運営等にあたることとなり、いわば事業の実施主体となります。このため、事業の実施主体内での受・発注にあたるものは対象となりません。

#### 6 地方公共団体からの補助金を受けることは可能ですか

国からの補助金部分と重複して交付されない限りにおいては、地方公共団体からの補助金を受けることは可能です。地方公共団体の支援策については、内容等を事前に十分に確認するようにしてください。

#### 7 消費税は補助の対象となりますか

消費税等は補助対象経費として計上できますが、確定申告時に煩雑な業務が発生するため、あらかじめ補助対象経費から除外しておくこととしています。ただし、一部事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定することが可能です（詳しくは募集要領20ページをご確認ください）。

### IV 要望手続き等について

#### 1 地方公共団体からの「支援計画書」がないと対象にならないのですか

調査分析事業、支援事業ともに地方公共団体の積極的な関与を求めており、地方公共団体からの「支援計画書」の提出を必須としています。「支援計画書」がない場合は書類不備となり対象にはなりません。

#### 2 「支援計画書」は都道府県、市町村どちらのものを提出すれば良いですか

原則、申請する商店街組織が一の市町村に存する場合は、当該市町村からの「支援計画書」が必要です。市町村の「支援計画書」とあわせて都道府県からの「支援計画書」を提出していただいても構いません。

また、商店街組織が市町村を跨ぐ場合や、市町村を跨いだ複数の商店街組織による連名の申請の場合は、それぞれの商店街組織の存する市町村又は都道府県からの「支援計画書」が必要となります。

#### 3 「商店街が掲げるビジョン、事業計画」の提出は必須ですか

調査分析事業の申請においては不要ですが、支援事業の申請においては「商店街が掲げるビジョン、事業計画」の内容についても審査の対象としているため、

必須となります。

なお、補助対象である商店街のビジョンや事業計画であることが必要で、市町村が策定する総合計画等をそのまま引用し代替とすることはできません。

また、「地域商店街活性化法（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律）」の認定計画がある場合は、その計画に基づいて記入してください。

#### 4 目標数値にはどのようなものを設定するのですか

「歩行者通行量」、「売上高」、「地域ニーズ充足」については必ず設定してください。

また、合わせて「その他」として、実施する事業の特性に応じた独自の目標数値についても設定するよう努めてください。

#### 5 歩行者通行量の測定について、測定時間等に決まりはありますか

歩行者通行量の測定については、イベント実施時等ではない平常時の商店街の利用時間に行うこととし、同一月内における平日2日間の平均値としてください。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（測定する時期・時間・場所等）を用いてください。

#### 6 売上高はどのように把握すれば良いですか

売上高の把握方法については、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗（組合加入の有無は問いません）の当該年度1年間の売上高の総計としてください。

なお、アンテナショップの売上のみ、イベントの売上のみ等は不可とします。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（把握方法等）を用いてください。

#### 7 目標数値における「地域ニーズの充足」や「その他」にはどのようなものが考えられますか

例えば、「地域ニーズの充足」については、アンケートによる商店街利用者の満足度調査結果等が考えられます。

「その他」については、当該事業で整備した施設・設備の利用者数等が考えられます。

## 8 目標数値は出来るだけ高く設定したほうが良いですか

事業実施前の歩行者通行量や売上高等を基に、近年の増加・減少の推移等を考慮した上で、事業実施効果として適正な数値を設定していただき、出来る限り向上するよう努めてください。

なお、事業終了後5年間あたり提出していただくこととなる実施効果報告書により、目標数値を達成した場合には実施事業の成功要因を、目標数値を達成できなかった場合にはその後の具体的な対応策を報告していただきます。

## V その他

### 1 補助対象事業はいつまでに完了すれば良いですか

補助対象事業は平成27年度内に完了するものに限りです。

ただし、事業開始後、やむを得ない事由により、年度内に支出を完了することができないことが明らかになった場合には、速やかに管轄の経済産業局に相談してください。

### 2 交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか

交付決定日前に事業を開始した場合（発注、注文、契約等）は、その経費は対象外となります。

### 3 補助金申請に当たり「地域商店街活性化法」による認定のメリットはありますか

「地域商店街活性化法（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律）」の認定計画に基づく事業を実施する場合は、優先的に採択することとしています。

また、認定を受けている事業については、調査分析事業の結果と同等程度の調査を実施しているものとみなします。

### 4 事業終了後5年間も実施効果を報告する必要があるのですか

事業実施効果を適切に把握するため、事業終了後5年間にわたり必ず事業実施効果を報告していただく必要があります。

また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。